

# 金融庁業務継続計画

(新型インフルエンザ対応編)

平成 22 年 8 月 13 日

金 融 庁

## はじめに

### 1. 背景と位置付け

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している感染症であり、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じると懸念されている。

このため、政府は、「新型インフルエンザ対策行動計画」において、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること、社会・経済を破綻に至らせないことを主たる目的とした対策を策定している。また、対策推進のための中央省庁の役割として、「各省庁では、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく」とされている。

これを受け、新型インフルエンザ発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的に、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」が策定されている。

金融庁では、「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」を踏まえ、新型インフルエンザ発生時の社会・経済状況を想定し、金融庁がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、新型インフルエンザ対応の業務継続計画を策定することとした。

当該計画を「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ対応編)」(以下、「本計画」という。)と位置付け、従来の「金融庁業務継続計画」を「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」とし、両計画を整合的に運用することとする。

なお、金融庁は、長官以下各局幹部によって構成される「金融庁業務継続推進会議」を設置している。同会議は、金融庁業務継続計画の策定及び見直しの際に開催し、同計画の審議を行う。

## 2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組を進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続性の確保のため、金融庁職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 3. 本計画の構成

本計画は以下の通り、全6章で構成する。

### 第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

本計画が適用される範囲や想定する被害、業務継続計画の発動タイミングについて記述

### 第2章 実施・継続すべき業務

中央省庁業務継続ガイドラインに沿って、業務を新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務及び縮小・中断業務に区分し、金融庁として実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

### 第3章 業務継続のための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要となる要員確保のための人員計画の策定や権限の委任に対する考え方について記述

### 第4章 業務継続のための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、物資・サービスの確保や情報システムの維持に関し、執務環境を確保するための対策について記述

### 第5章 感染防止策の徹底

庁舎内における感染防止策や職場で発症者が出た場合の対応について記述

### 第6章 業務継続計画の維持・管理

本計画の維持・管理に関する方針や、平時における職員に対する教育・訓練について記述

なお、本計画に定める事項のほか、第2章に掲げる実施・継続すべき業務について、

各課室所掌業務の仕分け内容や、第3章に掲げる人員計画等を定めた業務継続マニュアルを整備する。また、実施・継続すべき業務に精通した者が当該業務に従事できない場合に備え、同マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務執行の実効性の向上を図る。

# 金融庁業務継続計画

## (新型インフルエンザ対応編)

### (目次)

第1章 適用範囲、実施体制、被害想定	1
第1節 適用範囲	1
第2節 実施体制	1
第3節 被害想定	2
第2章 実施・継続すべき業務	5
第1節 業務継続の基本方針	5
第2節 発生時継続業務	5
第3節 発生時継続業務以外の業務	6
第3章 業務継続のための執行体制の確保	7
第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用	7
第2節 権限委任	8
第3節 発生段階に応じた業務の実施方針	9
第4章 業務継続のための執務環境の確保	11
第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保	11
第2節 情報システムの維持	11
第5章 感染防止策の徹底	12
第1節 庁舎内における感染防止策	12
第2節 入館管理	13
第3節 職場で発症者が出た場合の措置	13

第6章 業務継続計画の維持・管理	16
第1節 公表・周知	16
第2節 教育・訓練	16
第3節 計画の見直し	16

## 第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

### 第1節 適用範囲

本計画の適用範囲は、新型インフルエンザ流行を想定したものとする。

ここで想定する新型インフルエンザとは、平成21年4月にメキシコ及び米国において発生したH1N1型の新型インフルエンザ(豚由来の新型インフルエンザ)ではなく、より毒性の強い、H5N1型の新型インフルエンザ(鳥由来の新型インフルエンザ)等を想定し、計画を策定するものである。

なお、想定する新型インフルエンザ以外の感染症についても、必要に応じて、本計画を準用することとする。

### 第2節 実施体制

#### (1)金融庁新型インフルエンザ対策本部

金融庁においては、新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザが発生し、政府に新型インフルエンザ対策本部が設置された場合は、速やかに金融担当大臣を本部長とする金融庁新型インフルエンザ対策本部を設置することとする。

また、対策本部が設置された場合は、必要に応じ、対策本部を補佐するため、総務企画局総括審議官を幹事長とする金融庁新型インフルエンザ対策本部幹事会を併せて設置することとする。

なお、金融庁新型インフルエンザ対策本部の事務局は、総務企画局政策課に置くものとする。

#### (2)新型インフルエンザ発生時の体制

政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階(国内発生早期)を宣言した場合、内閣官房に置かれた対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、金融庁新型インフルエンザ対策本部を開催し、本計画を発動する。

金融庁新型インフルエンザ対策本部においては、新型インフルエンザに関する情報の収集を一元的に行い、本計画の発動のほか、一部業務の縮小・中断、業務の縮小・中断等を踏まえた人員体制への移行の決定等を行う。

### (3) 通常体制への復帰

政府の新型インフルエンザ対策本部が第四段階(小康期)に入ったことを宣言した場合、基本的には、通常体制への移行を検討することになるが、金融庁新型インフルエンザ対策本部においては、庁内における感染状況等を踏まえ、早期に通常体制に復帰するなど、柔軟な対応を検討する。

小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性があることから、この間に第一波での取組・対応等の評価を行い、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備え、対応を検討する。

表 新型インフルエンザ対策行動計画上の発生段階の区分

発生段階		状態
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
(各都道府県の判断)	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 第3節 被害想定

新型インフルエンザの流行規模や被害規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模等を予測することは難しい。

政府の新型インフルエンザ対策行動計画によれば、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続き、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

表 被害想定

<p>【被害想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全人口の25%が罹患</li> <li>○医療機関の受診者: 1,300~2,500 万人</li> <li>○死亡者: 17~64万人(致死率:0.5%~2%)</li> <li>○一つの流行の波が約8週間続き、その後、流行の波が2~3回程度繰り返される</li> <li>○職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、職員の最大40%程度が欠勤</li> </ul>
---

また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

なお、新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドラインでは、社会・経済状況の想定として、下記のとおり例示している。

表 社会・経済状況の想定(例)

	想定される社会・経済状況
海外で発生 の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者が増加</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
第一段階 (海外発生 期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>・ マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul>
第二段階 (国内発生 早期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱相談センターや119番に相談の電話が急増</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増</li> <li>・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加</li> </ul>
第三段階 (拡大期、まん延期、回復期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生</li> <li>業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> <li>学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大</li> <li>公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少</li> <li>電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※ 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</li> <li>流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性</li> <li>感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大4割程度）</li> <li>経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化</li> </ul>
第四段階 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会が安定し始める</li> <li>経済活動が一部正常化</li> </ul>

以上の想定に基づき、本計画を策定することとするが、本計画の実施に当たっては、実際に発生した新型インフルエンザの被害状況や流行状況等に応じて柔軟に対応することとする。

## 第2章 実施・継続すべき業務

### 第1節 業務継続の基本方針

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としている。

金融庁としては、新型インフルエンザ発生時においても、この任務を遂行するため、真に必要な業務を継続することとし、不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることとする。

具体的には、新型インフルエンザ対策業務を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務(以下、「一般継続業務」という。)を継続する。

新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務を「発生時継続業務」と位置付け、当該業務を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

他方、発生時継続業務以外の業務については、一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより人員確保に努めることとする。

発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断することとする。

金融庁においては、以上の基本的な考え方を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務等を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について検討を行う。

### 第2節 発生時継続業務

金融庁においては、新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドラインに基づき、発生時継続業務を「新型インフルエンザ対策業務」と「一般継続業務」に区分し、それぞれの主な業務を以下のとおりとする。

#### (1) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、

新型インフルエンザの発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。

金融庁における主な新型インフルエンザ対策業務は別表のとおりである。

## (2) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務も含まれる。

なお、一般継続業務であっても、新型インフルエンザの流行による社会・経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要の低下等により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。

金融庁における主な一般継続業務は別表のとおりである。

## 第3節 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)については、発生時から段階的に業務を縮小し、まん延期には可能な限り中断することとする。

感染拡大につながる恐れのある業務(特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務)については、電子メールを活用するなど代替手段を講じることを検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。

金融庁における主な縮小・中断業務は別表のとおりである。

### 第3章 業務継続のための執行体制の確保

#### 第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用

##### (1) 業務継続マニュアル・人員計画の策定

###### ① 各課室

業務の仕分けを踏まえ、課室・係単位で必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを整備する。

人員計画の策定に当たっては、新型インフルエンザ発生後の被害最大時（職員欠勤率40%を想定）において、発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するために必要な最低限の人員を整理する。

その際、第二段階（国内発生早期）において、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である場合は、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら縮小・中断するのではなく、重篤な場合を想定して早期に一旦縮小・中断することを前提とする。

さらに、感染リスクを低減し、課室の職員全員が同時に罹患し、又は濃厚接触者として出勤できない事態を回避するため、時差出勤の活用を事前に検討した上で、スプリットチーム（班交代制）を編成するものとする。

なお、人員計画を円滑に実施するため、職員及びその家族の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握し、報告するための具体的手順や発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための具体的な実施手順について、業務継続マニュアルに定めるものとする。

###### ② 各局総務課

各課室の事前検討を踏まえ、新型インフルエンザ発生後の被害最大時における局内の業務遂行に必要な最低限の人数を把握し、総務企画局総務課に報告するものとする。

###### ③ 総務企画局総務課

各局総務課の報告を踏まえ、部署間応援の必要性を事前に検討した上で、部署間応援を実施する上での事務フローを予め定めるものとする。

なお、公共交通機関の輸送力の大幅低下を想定した通勤方法の見直し及び在宅勤務等による勤務形態の検討を行う。

また、職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱いについて、庁内ポータルサイトを通して全職員に周知するものとする。

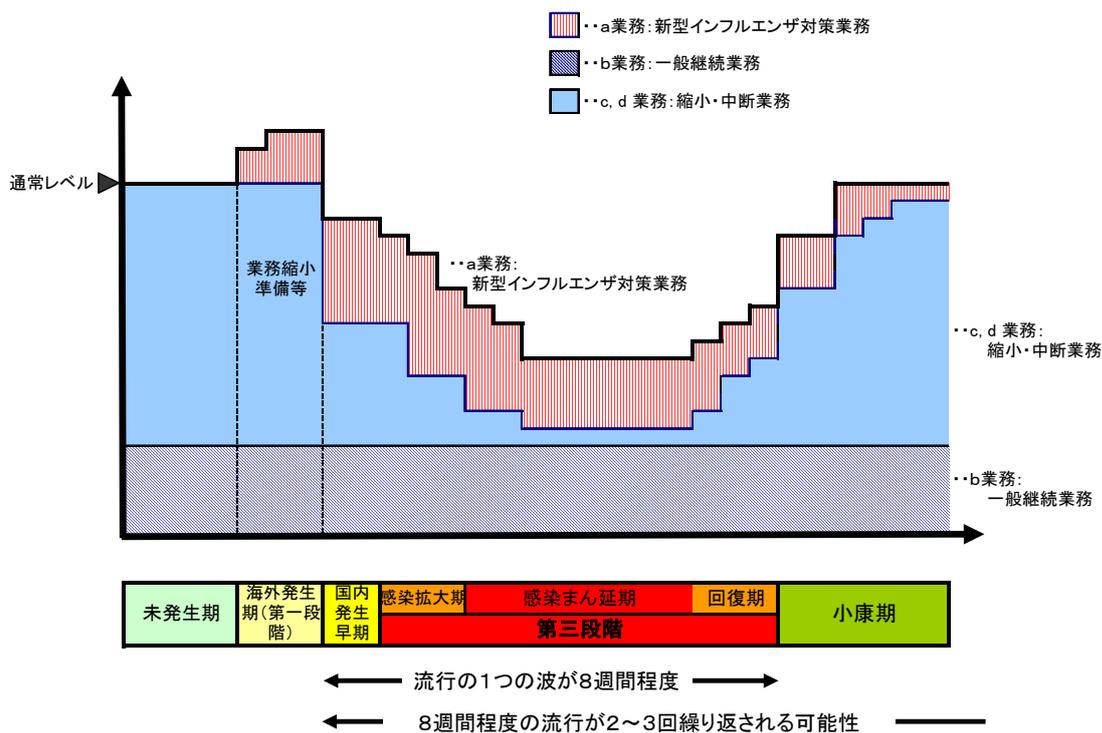
## (2) 業務継続マニュアル・人員計画の運用

各課室の長は、人員計画に基づき、職員の出勤状況等を踏まえた当面の職員勤務シフト(概ね1週間単位)を決定し、人員計画を実施するものとする。

その際、必要に応じ、所属局総務課あるいは総務企画局総務課の協力を得て、局内あるいは庁内での職員勤務の相互調整を行うものとする。

なお、人員計画の実施に当たっては、本計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

図 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ



## 第2節 権限委任

新型インフルエンザ発生時には、業務上の意思決定者である権限者が罹患する場合も想定されることから、金融庁における意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

こうした事態に備え、権限者による意思決定が不可能な場合には、その権限は、業務を所掌する者のうち、予め別途各業務継続マニュアルで定められる順序に従い、委任されるものとする。

なお、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者もしくはその家族が罹患し、職場における職務執行が難しくなった場合であっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

さらに、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、所属局総務課、新型インフルエンザ対策本部と密接な連携を取り、意思決定を行うこととする。

また、文書決裁に関しては、権限者の罹患の状況に関わらず、金融庁文書決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

### 第3節 発生段階に応じた業務の実施方針

政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階(国内発生早期)を宣言した場合、金融庁新型インフルエンザ対策本部により本計画が発動され、各課室においては、業務継続マニュアルに基づき、人員体制の変更、発生時継続業務の実施・継続、縮小・中断業務の縮小・中断を実施することとなるが、国内の各発生段階に応じた業務の実施方針は以下のとおりとする。

ただし、海外発生期から国内発生までに一定の時間があり、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が明確になっている場合は、この限りではない。

発生段階	実施内容
第一段階 (海外発生期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務継続マニュアルに沿って、執務体制等の変更の準備を開始する。</li> <li>○ 発生国への出張の停止を検討する。</li> </ul>
第二段階 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の絞込み 予め定めた縮小・中断業務について、縮小・中断する。</li> <li>○ 執務体制・勤務時間等の見直し スプリットチーム等を編成した勤務シフト表を作成し、実施する。</li> <li>○ 業務方法の見直し 不急の出張、会議を中止する。(電子メール・電話の利用等による代替措置の検討)</li> </ul>

<p>第三段階 (拡大期、まん延期、回復期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、第二段階における業務の縮小・中断を実施・強化する。</li> <li>○ 業務方法の見直しの強化</li> <li>○ 原則として、出張を中止する。</li> </ul>
<p>第四段階 (小康期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流行状況・市内の感染状況等に応じて第三段階の対策を緩和する。</li> <li>○ 流行の第二波に備え、第三段階までの取組への評価を行う。</li> </ul>

## 第4章 業務継続のための執務環境の確保

### 第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保

新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドラインによれば、まん延期における社会・経済状況の想定は、公共交通機関の運行は概ね維持され、電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインも概ね維持されるとしている。

このため、新型インフルエンザ発生時においても、本庁舎において業務を遂行することを想定している。従って、これらの業務を円滑に遂行するためには、本庁舎の執務環境が適切に確保されることが重要である。

本庁舎において業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の保守・点検、消耗品の供給等、新型インフルエンザ発生時においても、継続して確保することが必要な物資、サービスが存在する。

執務環境の確保に向けて、これらの物資、サービスを提供する業者に事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うものとする。

また、新型インフルエンザの流行の波は約8週間続くと想定していることから、この点を考慮して消耗品等の備蓄に努めるものとする。

このため、総務企画局総務課管理室は、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」を参考に、自らの業務継続マニュアルにおいて「業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト」、「備蓄品リスト」を整備するものとする。

### 第2節 情報システムの維持

対外向けに情報等を発信する金融庁ウェブサイトの運営や、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の運用等、金融庁には業務を継続する上で重要な基盤となる情報システムが存在し、それら情報システムは、新型インフルエンザ発生時においても適切に運用管理する必要がある。

情報システムを適切に運用管理するためには、運用支援事業者のサポートが不可欠であるが、新型インフルエンザ発生時は、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等が予想される。このため、システムを所管する各課室は、運用支援事業者の勤務状況を踏まえた対応を事前に検討しておく必要があり、その対応策については、各課室の業務継続マニュアルに記載するものとする。

## 第5章 感染防止策の徹底

新型インフルエンザは、現段階では発生していないため、その感染経路を特定することはできないが、通常のインフルエンザと同様、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測される。そこで、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザに関する基本的な知識を職員及びその家族に周知・徹底するとともに、職場において、飛沫感染と接触感染を想定した感染防止策を確実に実施する。

### 第1節 庁舎内における感染防止策

#### (1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、咳、くしゃみによる飛沫感染防止のために、対人距離を保持することである。このため、各職員の感染を防止するため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないことを要請する。

また、執務室においては、対人距離が原則2m以上保持されるよう、職員の使用する机の位置を工夫したり、会議室を使用するなどして、職員間の対人距離を確保することに努めるものとする。

#### (2) 庁舎内感染リスクの低減

庁舎内における感染リスクを低減するために、以下の対応に努めることとする。

- ① インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請する。
- ② 通勤時、満員電車の利用を避けるため、時差出勤、徒歩・自転車出勤等を励行する。
- ③ 面会スペースを執務室以外に設置する等により、来訪者の執務室内への入室を原則禁止とする。(会議室等に入室を限定)
- ④ 対面による会議を原則、延期又は中止し、電子メールや電話等を活用する。

#### (3) 手洗い、手指消毒

手洗いは感染防止策の基本であることから、接触感染を防ぐために手洗いを励行する。

また、手指消毒のため、庁舎のエントランスやエレベーターホールに速乾性(擦式消毒用)アルコール製剤を設置するほか、トイレにも速乾性(擦式消毒用)アルコール製剤を設置する。

#### (4) 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。このため、咳やくしゃみなどの症状がある職員に対し、マスクの着用を促す。また、何らかの理由により自らのマスクを所持していない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。

#### (5) 職場の清掃・消毒

庁舎清掃業者に、通常の清掃に加えて、最低1日1回、消毒液を用いて、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃するよう要請する。

また、職員自らも身の回りでよく触れる場所(机、椅子、テーブル等)の水拭き清掃を励行するものとする。

### 第2節 入館管理

#### (1) 職員の出勤管理

職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状のある場合には、発熱相談センターに相談した上、その結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、必要に応じ、病気休暇を取得するよう要請する。

#### (2) 来訪者への対応

東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入庁制限を開始し、入庁制限をしている旨を庁舎の入口及び金融庁ウェブサイトに掲示する。また、来訪者の発熱等の有無を問診による自己申告や、体温計による検温を要請することで確認し、発熱等の症状を有する者の入庁を認めない。さらに、入庁者には、速乾性アルコール製剤による手指消毒を要請し、必要に応じ、マスク着用を促す。

また、面会スペースを執務室以外に設置する等により、入庁者の執務室内への入室を原則禁止とする。

### 第3節 職場で発症者が出た場合の措置

庁内で、新型インフルエンザ様症状のある職員が出た場合の対応方法は以下のとおり。ただし、庁内で多くの発症者が出た場合には、総務企画局総務課管理室

厚生係の指示の下、発症者が出た各課室において、所属局総務課と連携し、対応することとする。

#### (1) 発症の疑いのある職員への対応

発症の疑いのある職員又は第一発見者は総務企画局総務課管理室厚生係へ連絡する。

総務企画局総務課管理室厚生係は、防護用マスク、手袋等を着用し、感染防止用マスク、体温計、消毒液等を携行し、発症の疑いのある職員の所へ急行する。

検温の結果等により対応する必要がある場合、発熱相談センター(千代田保健所)へ対応を確認する。

発熱相談センターの指示内容に従い、発症の疑いのある職員の所属局から派遣された同行者が、当該職員を指定医療機関へ連れて行く。

受診後、新型インフルエンザと診断された場合、もしくは、感染の拡大等により確定診断がなされない状況においては、インフルエンザと診断された場合には、その結果を職場に連絡の上、速やかに病気休暇を取得する。

#### (2) 濃厚接触者への対応

発症の疑いのある職員が執務する事務室への出入りを停止し、当該事務室の職員を濃厚接触者とそれ以外の職員に分けた上で、発症の疑いのある職員の自席から2m以内に近づかないよう要請する。

濃厚接触者については、感染予防用マスクの着用と手指消毒を実施し、発症の疑いのある職員の感染確定までマスクの着用を強く要請する。

発症の疑いのある職員の所属局総務課は、発熱相談センターに当該職員と濃厚接触者との接触状況等を説明し、発熱相談センターの指示を踏まえて対応する。

なお、発症の疑いのある職員の感染確定後、濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく外出自粛等が保健所から要請されることから、特別休暇の取得を認め、外出自粛を徹底するよう要請する。

また、濃厚接触者として保健所から感染症法に基づく外出自粛等の要請がなされない場合、もしくは、確定診断がなされない状況においては、インフルエンザ

と診断された職員と概ね半径2m以内の職場内の自席において対面で会話等の接触があった職員など、周囲にインフルエンザに罹患した者がいて、課室長等が濃厚接触の疑いがあると認定した場合には、他の職員等への感染拡大防止等の観点から、自宅待機を命ずることができる。

### (3) 事務室等の消毒

総務企画局総務課管理室厚生係は、発症の疑いのある職員の咳やくしゃみによる飛沫が付着した、あるいは当該職員や濃厚接触者が触れたと考えられる事務機器等について、庁舎用消毒液により消毒を実施する。

総務企画局総務課管理室庁務係は、必要に応じ、清掃業者に事務室の消毒を依頼し、全職員に対し、消毒が終了するまで当該事務室へ原則出入りしないことを要請する。

## 第6章 業務継続計画の維持・管理

### 第1節 公表・周知

本計画は、金融庁における新型インフルエンザ発生時の対応を定めたものであり、外部の関係者に関わる部分を含むものである。前述のとおり、新型インフルエンザ発生時には、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ず、国民及び事業者等への影響が生じることが想定されることから、本計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求めるものとする。

### 第2節 教育・訓練

本計画の実効性を高めていくためには、職員が発生時の対応への理解を深めることが重要である。そうした観点から、各課室においては、発生時の対応について定期的に周知し、理解させることが必要である。

### 第3節 計画の見直し

各課室において作成される業務継続マニュアルについては、人事異動や所掌業務・連絡先の変更、物資やサービスの調達先等の情報更新に応じて、各課室は定期的に見直しを実施するものとする。各課室は、業務継続マニュアルを作成した際、あるいは見直しの都度、当該業務継続マニュアルを総務企画局政策課に提出するものとする。

新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等の変更が行われた場合等には、適宜、本計画の修正を行う。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。

(以 上)

主 な 業 務 内 容	
新型インフルエンザ 対策業務	感染防止業務(消毒、入庁者管理、衛生管理等)
	職員管理業務(服務、安否状況確認、人員確保)
	連絡調整業務(当庁対策本部業務、政府対策本部及び関係省庁との連携)
	金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認、金融市場等における状況の確認に係る業務
	新型インフルエンザ発生に伴う金融機関に対する金融上の措置の要請及び所管業者の被害状況等の把握に関する調整業務
	海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達業務
	広報関係業務(新型インフルエンザに対する当庁の対応等に関する情報の一般国民への発信)
一般継続業務	国会関連業務
	連絡調整業務(幹部日程、庁内調整、対外調整・窓口)
	予算関連業務等(予算・決算、税制、組織・定員)
	経理業務(会計検査対応、給与関係、共済、宿舎、物品購入・契約・各種支払等)
	庁舎管理業務(安全・保守管理、公用車管理等)
	急を要する金融制度、法令案等の企画立案業務
	EDINETの運用管理業務
	金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のものに限る。)
	届出・許認可等申請への対応業務
	非常時対応業務(風評被害対応、破綻処理、大規模システム障害対応等)
	金融機関への資本注入にかかる業務
	情報公開請求対応、法令適用事前確認手続対応
情報等受付及びその対応業務	
公認会計士試験実施業務(※試験の延期は有りえる)	
縮小業務	緊急性のない立入検査、調査
	調査・研究、統計に関する業務
	採用業務
	白書等作成業務
中断業務	不急の会議(審議会、検討会、意見交換会等)の開催
	不急の各種ヒアリング、面談
	研修・講演等の開催
	福利厚生
	不急の出張(国内・国外)